

令和3年度第3回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和3年11月22日（月） 14時から

2 場所

小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

3 出席委員

大塚 俊幸	中部大学教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
天野 正基	愛知県議会議員
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
鈴木 照夫	小牧市建築設計事務所協会会長
澤田 勝巳	小牧市議会議長
加藤 晶子	小牧市議会議員
河内 伸一	小牧市議会議員
野々川 嘉則	小牧市議会議員
安江 美代子	小牧市議会議員
山本 雅彦	小牧警察署交通課長（平川 宏幸 小牧警察署長代理）（途中出席）
細 敏雄	小牧市区長会連合会長
和田 美保	アレルギーっ子のつどい クリスマスローズ

4 欠席委員

山下 智也	愛知県議会議員
稲垣 武磨	尾張中央農業協同組合代表理事専務

5 事務局

鶴飼 達市	小牧市都市政策部長
笹尾 拓也	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
白木 裕之	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任

6 傍聴者

0名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

諮問第3号 名古屋都市計画公園の変更について

第3 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

これより、令和3年度第3回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は12名でございますので、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

また、小牧市都市計画審議会運営規程第6条の規定により、本日の会議は公開とさせていただきます。

本日の議題は、「諮問第3号 名古屋都市計画公園の変更について」であります。

こちらは、愛知県が整備する（仮称）愛知県防災公園について、豊山町が小牧市の区域を一部含め都市計画を変更するものであります。

このため、本日は事業主体である愛知県の職員並びに都市計画の決定権者である豊山町の職員も入室をさせていただいております。

また、質疑の内容により必要に応じて、愛知県並びに豊山町の職員が発言をさせていただきますので、あわせてご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の鵜飼よりあいさつを申し上げます。

【事務局（鵜飼部長）】

皆様、改めまして、こんにちは。都市政策部長の鵜飼でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、暮れが差し迫る大変お忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症につきましても近頃は落ち着いている状況ではありますが、未だ予断が許されない中、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日ご審議いただく議案につきましては、諮問第3号といたしまして「名古屋都市計画公園の変更について」であります。

こちらの議案につきましては、愛知県が基幹的広域防災拠点を整備するため、豊山町が小牧市の区域を一部含め都市計画公園の変更を行うものであります。

ただいま、本市には豊山町よりこのことに関しまして協議をいただいているところでございます。また、本市といたしましては特に異存なきものと考えておりますが、本日、委員の皆様からのご意見をお聞かせいただいた後に、意思決定を行ってまいりたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、これまでどおり活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆様、こんにちは。大塚でございます。

本日は久しぶりの雨ということで、足元が悪い中、本審議会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日の内容は、ただいま部長からお話しがありましたけれども、都市計画を考えるにあたっては広域的な観点からみていく必要があります。

そうした観点からも本日の案件は、小牧市にとっても重要な案件でありますので慎重にご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、議事日程の下段に記載させていただきました、「諮問第3号 名古屋都市計画公園の変更」と「審議会委員名簿及び事務局名簿」であります。

また、本日、皆様のお手元に次回審議会でご審議をお願いする予定の小牧市農業公園について、参考資料を配付させていただいております。こちらは、日程第3 その他でご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

不足している資料がございましたら、お申し付けいただければと思います。

ご確認ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

それでは、お手元の議事日程に従って議事を進めてまいります。

始めに、日程第1 議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、私からご指名させていただきます。

本日の議事録署名者を、河内伸一委員、野々川嘉則委員を指名させていただきますので、

どうぞよろしくお願いいたします。

【大塚会長】

次に、日程第2 議案審議に入ります。

「諮問第3号 名古屋都市計画公園の変更について」事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

それでは、諮問第3号 名古屋都市計画公園の変更について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

まず始めに、基幹的広域防災拠点の必要性について説明させていただきます。

愛知県では南海トラフ地震の発生が懸念されており、マグニチュード8から9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70から80パーセントと非常に切迫しております。

南海トラフ地震を想定した愛知県の被害予測調査結果では、愛知県内だけで東日本大震災に匹敵する被害が想定され、このような大規模の災害に対応するためには、愛知県全体の災害対応力の強化が急務となっております。

このため、大規模災害時において全国からの人員や物資等を受け入れ、被災地域や地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する等、後方支援にあたる基幹的広域防災拠点を整備し、災害応急体制の確保をする必要があります。また、平常時にはもっぱら公園として利用することから、(仮称)愛知県防災公園を都市計画に定めようとするものであります。

(仮称)愛知県防災公園の事業主体は愛知県であります。また、当該都市計画公園の決定権者は、公園面積が10ヘクタール未満であることから、都市計画法第15条第1項第5号の規定に基づき豊山町となります。

今回、名古屋都市計画区域内の豊山町が、尾張都市計画区域内の小牧市の一部区域を含めて、名古屋都市計画公園の変更をしようとするものであります。

このことより、豊山町長より小牧市長あて協議書が提出されたことから、この協議に対しましては異議のないものと考えておりますが、当審議会にてご意見をお伺いし、答申を求めるものであります。

公園の種別といたしましては、総合公園であります。

公園の番号及び公園名につきましては、5・4・106号(仮称)愛知県防災公園、公園の位置につきましては西春日井郡豊山町大字青山字神明、字金剛及び小牧市下小針天神二丁

目、多気東町、面積は約8.9ヘクタールで、その内、小牧市に係る面積は約0.7ヘクタールであります。

ここで、只今申し上げました、種別、名称についてご説明いたします。

種別の総合公園は都市基幹公園に分類され、都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的としております。

次に公園の名称でございますが、都市公園の場合、番号及び公園名で表しております。

番号は区分、規模及び一連番号の3つの数字で表示しております。

最初の5は総合公園を示しております。次の4は規模を表し、面積4ヘクタール以上10ヘクタール未満を示しております。

次の3桁の数字は当該都市計画区域における公園区分ごとの一連番号であります。名古屋都市計画区域における総合公園は101番から始まり、(仮称)愛知県防災公園は6番目となります。

2ページの位置図をお願いします。

(仮称)愛知県防災公園の予定地は、小牧市南西部に位置し、名古屋高速道路、県営名古屋空港からのアクセスに優れ、地震時における液状化リスク及び風水害時の浸水リスクが低い地域であります。

3ページの施設平面図をお願いします。

基幹的広域防災拠点とは当該審議事項である青色実線で囲まれた(仮称)愛知県防災公園とあわせて豊山町が都市計画決定する赤色実線で囲まれた消防学校、既存の地区公園(神明公園)で構成され、平常時と災害時それぞれに必要な機能を持たせ運用していくことが予定されております。

当該審議事項である青色実線で囲まれた(仮称)愛知県防災公園の区域のうち、小牧市に係る区域は黄色実線で囲まれた2箇所、面積は約0.7ヘクタールであります。

(仮称)愛知県防災公園の平常時の機能といたしましては、多目的広場や芝生広場を活用した憩いやレクリエーション、地域間交流の促進、防災に関するイベントの開催等に利用でき、訪れる利用者の防災意識の向上が図られる施設としての活用が見込まれております。

4ページをお願いします。

次に、災害時の機能です。

災害時には基幹的広域防災拠点の役割を果たすため、多目的広場や芝生広場等を自衛隊や警察の集結及び宿营地機能として活用するほか、屋内運動施設やふれあい広場等を物資

集積分配機能を持った支援物資エリアとして活用します。

次に、今後の手続きであります。本日、本審議会でご同意をいただきましたら、速やかに豊山町へ異議のない旨の回答を行う予定としております。

以上、簡単ではございますが、諮問第3号 名古屋都市計画公園の変更についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

提案理由の説明は終わりましたので、これより質疑に入ります。委員の皆様からご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

【安江委員】

基幹的広域防災拠点は既存の神明公園を含め機能を果たすということでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

既に豊山町の地区公園として供用が開始されております神明公園は、災害時には本日ご審議賜ります青実線で囲まれた総合公園と一体で基幹的広域防災拠点として機能していくこととなります。

【愛知県（菅沼室長補佐）】

ただいまのご質問に関しまして、参考として補足をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

災害時における基幹的広域防災拠点は、当該審議事項であります青色実線で囲まれた総合公園、赤色実線で囲まれた消防学校及び既存の神明公園で構成し、面積約19.2ヘクタールを計画しております。

【大塚会長】

他にいかがでしょうか。

【河内委員】

当該区域内の地権者数についてお伺いします。

【愛知県（菅沼室長補佐）】

現時点では正確な数字を把握できておりませんが、基幹的広域防災拠点等の整備に係る対象地権者数は約400名から500名程度と想定しております。今後実施する用地測量にあわせ、登記簿から相続等も含め地権者を洗い出す予定としております。

【大塚会長】

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

諮問第3号「名古屋都市計画公園の変更について」は、原案のとおり同意し市長に答申することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、異議なしと認めます。よって、諮問第3号「名古屋都市計画公園の変更について」は原案のとおり同意されました。

【大塚会長】

それでは次に、日程第3その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（丹羽課長）】

その他といたしまして、事務局から2点ございます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。

その後、大塚会長及び本日の議事録署名者でありますお2方にご署名いただき、市役所内の情報公開コーナー及び市のホームページにて公開させていただきます。

2点目としまして、次回審議会の開催予定でございます。

次回につきましては、来年の2月下旬頃に開催させていただきたいと考えております。

なお、会議の内容といたしましては、「尾張都市計画公園の変更について」を議題とし、小牧市農業公園についてご審議をお願いする予定としております。

本日お配りさせていただきました参考資料は、当該都市計画案の総括図、計画図及び平面計画図であります。

当該都市計画案について、令和3年11月27日に公聴会の開催を予定し、意見を述べようとする方の募集を令和3年11月1日から11月17日まで行いましたが、公述申立はありませんでした。

また、今後の手続きにつきましては、愛知県に対し事前協議申請を行った後、都市計画

法第17条の規定に基づく縦覧を行う予定としております。

その後、令和4年2月下旬頃に本審議会にて、ご審議をお願いする予定であります。

開催日時の詳細につきましては、改めて、後日通知をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局からは、以上となります。

【大塚会長】

そのほか、委員の皆様方から会議全体を通して何かご発言いただくことはございますか。
よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、これもちまして令和3年度第3回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。
どうもありがとうございました。